

浜松市入札談合情報処理要領

(趣旨)

第1条 本市が発注する工事及び製造の請負並びに建設工事関連業務委託(以下「工事等」という。)の入札に係る情報で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)による改正前の刑法第96条の3第2項(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)に規定する談合行為(以下これらを「入札談合」という。)に関する情報(以下「談合情報」という。)があった場合の対応等の処理について定める。

(情報内容の確認)

第2条 談合情報を入手した者は、次号に掲げる事項について確認し、その内容を契約担当課長へ通報するものとする。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で確認できるよう要請するものとする。

- (1) 情報提供者の住所、氏名等
- (2) 入札談合の具体的内容

- 2 契約担当課長は、前項の通報があった場合、その内容を再確認した上、報告書(別記様式1)にまとめ、速やかに浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会(以下「幹事会」という。)へ報告し、幹事会の審議を受けるものとする。
- 3 契約担当課長は、入札執行日が差し迫っているため幹事会の審議のいとまがなく、通報された情報が第3条に規定する要調査情報と判断したときは、浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号。以下「契約規則」という。)第15条に基づき、入札の執行を延期又は中止し、第5条第1号の対応をすることができる。

(情報内容の審議)

第3条 幹事会の主宰者は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに幹事会を招集し、談合情報の内容の信ぴょう性及び具体的対応の必要性等について審議し、以後追跡調査を必要としない情報(以下「不要情報」という。)及び必要とする情報(以下「要調査情報」という。)の別に認定し、その結果を契約担当課長へ通知する。

- 2 談合情報の信ぴょう性を判断するに当たっては、次の事項を総合的に勘案し判断することとする。
 - (1) 談合情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであるか
 - (2) 入札・開札の日時
 - (3) 入札件名、入札方式
 - (4) 落札予定者名
 - (5) 落札予定金額
 - (6) 入札談合の日時、場所
 - (7) 入札談合の関与者
 - (8) 入札談合の経過、結果
 - (9) その他、入札談合に参加した当事者以外に知り得ない情報
 - (10) 入札談合が行われたことを示す根拠となる具体的な資料(詳細なメモ、テープ、写真等)

3 契約担当課長は、第1項の規定による通知を受けたときは、第4条から第6条までの規定に基づき、速やかに対応するものとする。

4 契約担当課長は、第2条第3項による対応をしたときは、事後、速やかに幹事にその対応の内容を報告しなければならない。

(不要調査への対応)

第4条 不要情報は、特段の対応をしないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、不要情報が入札執行前にあった場合で、入札執行の結果、当該情報により受注予定者とされた者が当該入札の落札候補者となったときは落札者の決定を保留し、当該情報を要調査情報として処理するものとする。この場合において、以後の対応手順は、第5条に規定する入札執行後の場合の例による。

(要調査情報への対応手順)

第5条 契約担当課長は、要調査情報について、次の手順により対応するものとする。

1 入札執行前の場合

(1) 事情聴取の実施

ア 要調査情報の認定後、入札執行までに速やかに行うものとする。なお、入札執行までの時間的余裕がない場合は、契約規則第15条を適用し、入札執行を延期することができる。

イ 事情聴取は、契約担当課の複数の職員により、入札参加予定者又は入札参加者(以下「入札者」という。)全員から、各個別に聞き取りを行うものとする。

ウ 事情聴取に際し、入札者に工事費内訳書を提出させるものとする。なお、工事費内訳書の技術的チェックは、工事担当課及び工事検査担当課の職員が行うものとする。

エ 契約担当課長は、事情聴取実施後、速やかに聞き取り内容を事情聴取書(別記様式2)にまとめ、幹事に報告するものとする。

(2) 幹事の開催

幹事は、事情聴取の報告を受けたときは、当該報告内容をもとに、入札談合の事実があったと認められるかどうかを決定するものとする。

(3) 入札談合の事実が認められない場合

幹事の審議の結果、入札談合の事実があったと認められない場合は、すべての入札参加者から誓約書(別記様式3)を提出させ、入札を執行するものとする。

(4) 入札談合の事実が認められた場合

幹事の審議の結果、入札談合の事実があったと認められた場合及び入札談合の疑惑を払拭できない場合は、入札を延期し、又は中止するものとする。

2 入札執行後の場合

(1) 事情聴取の実施

ア 要調査情報の認定後、契約締結までに速やかに行うものとする。なお、契約締結までの時間的余裕がない場合は、契約規則第23

条第3項を適用し、契約締結を延期するものとする。

イ 事情聴取の方法及び報告方法については、入札執行前の場合の例による。

(2) 幹事の開催

幹事は、事情聴取の報告を受けたときは、当該報告内容をもとに、入札談合の事実があったと認められるかどうかを決定するものとする。

(3) 入札談合の事実が認められない場合

幹事会の審議の結果、入札談合の事実があったと認められない場合は、すべての入札参加者から誓約書（別記様式3）を提出させ、契約を締結するものとする。

(4) 入札談合の事実が認められた場合

幹事会の審議の結果、入札談合の事実があったと認められた場合は、入札参加者全員がした入札を契約規則第13条第2項の規定により無効とし、入札を不調とする。

3 契約締結後の場合

(1) 事情聴取の実施

ア 要調査情報の認定後、速やかに行うものとする。

イ 事情聴取の方法及び報告方法については、入札執行前の場合例による。

(2) 幹事会の開催

幹事会は、事情聴取の報告を受けたときは、当該報告内容をもとに、入札談合の事実があったと認められるかどうかを決定するものとする。

(3) 入札談合の事実が認められない場合

幹事会の審議の結果、入札談合の事実があったと認められない場合は、すべての入札参加者から誓約書（別記様式3）を提出させ、契約を継続するものとする。

(4) 入札談合の事実が認められた場合

幹事会の審議の結果、入札談合の事実があったと認められた場合は、契約の進捗状況等を考慮して、契約の続行か解除かについて幹事会で再度審議し、決定するものとする。

（公正取引委員会等への通報）

第6条 契約担当課長は、第3条第1項の規定により談合情報が要確認情報であると幹事会で認定されたときは、要調査情報があった旨を、速やかに公正取引委員会及び所管警察署（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報するものとする。

2 契約担当課長は、第5条の対応をした場合は、情報入手以後、具体的に対応した一連の関係資料を添えた経過報告書（別記様式4）で公正取引委員会等へ通報するものとする。

3 前項の規定にかかわらず幹事会が必要と認めた具体的対応の結果は、その都度公正取引委員会等へ通報できるものとする。

4 公正取引委員会等への通報は財務部長名をもって行うものとする。

（調達課長への報告）

第7条 談合情報を入手した者は、談合情報があった旨を、速やかに調達課長に報告するものとする。

2 契約担当課長は、第3条から第6条までに規定する対応を行ったときは、各段階において速やかに調達課長に報告するものとする。

（浜松市入札監視委員会への報告）

第8条 契約担当課長は、要調査情報への対応の経過について、浜松市入札監視委員会へ適宜報告するものとする。

（見積り合せへの準用）

第9条 この要領は、随意契約により契約をする場合であって2以上の者から見積徴取する場合にも準用する。

（雑則）

第10条 第2条から第7条まで及び第9条の規定は、工事等以外の全ての契約にあたって準用する。

この場合、要領中の用語は、次の各号に掲げるところにより読み替えるものとする。

- (1) 財務部長 契約担当課を所管する部長
- (2) 幹事会 契約担当課に係る部長以下副主幹に相当する職員で構成する随時の検討会議
- (3) 工事費内訳書 入札価額を算定するのに用いた「積算内訳書」
- (4) 工事担当課及び工事検査担当課 仕様書等を作成した担当課

第11条 この要領に定めるもののほか、入札談合の情報の対応又は処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

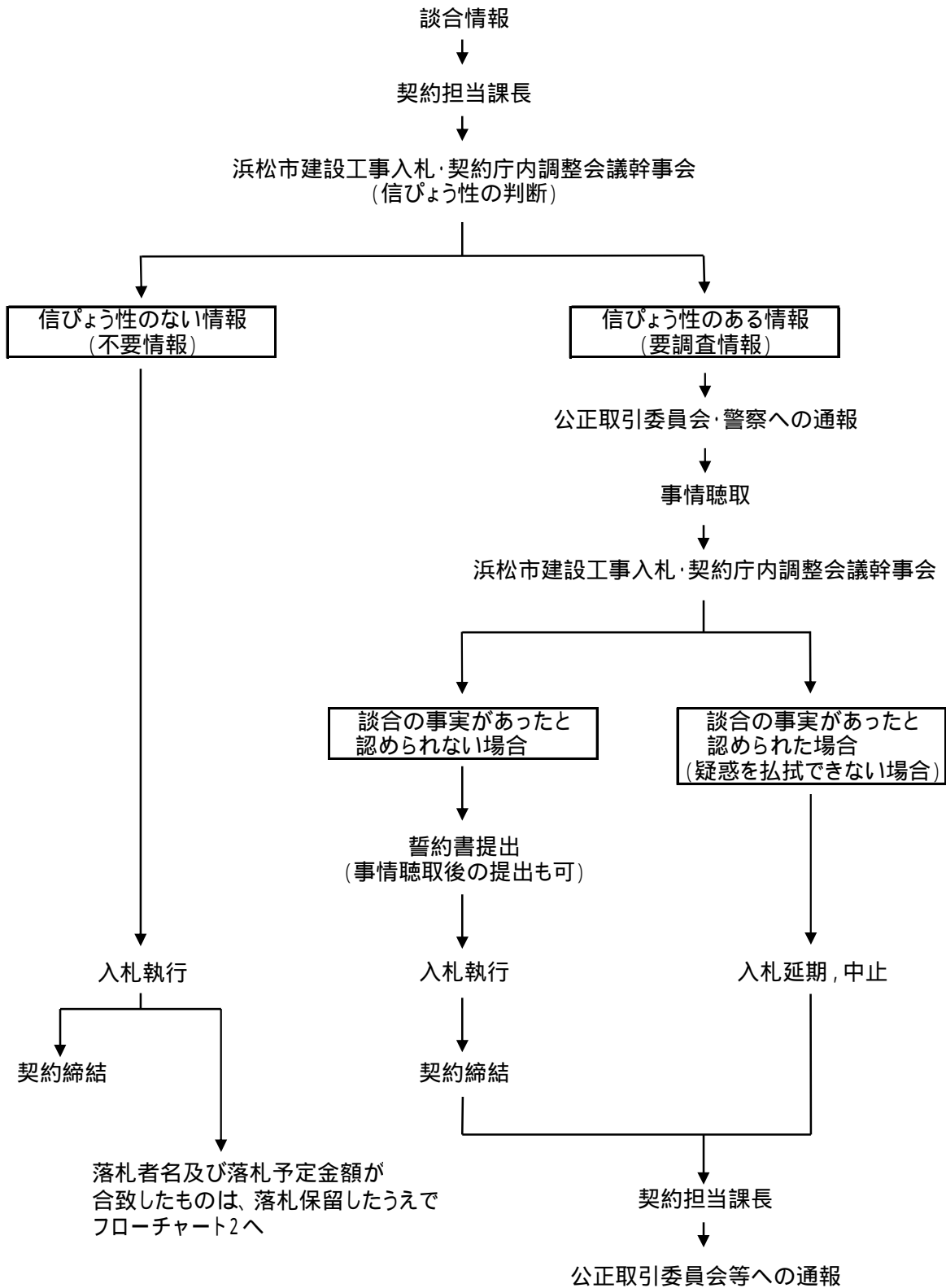
この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 談合情報処理の個別手続き運用基準（平成7年4月1日施行）は廃止する。

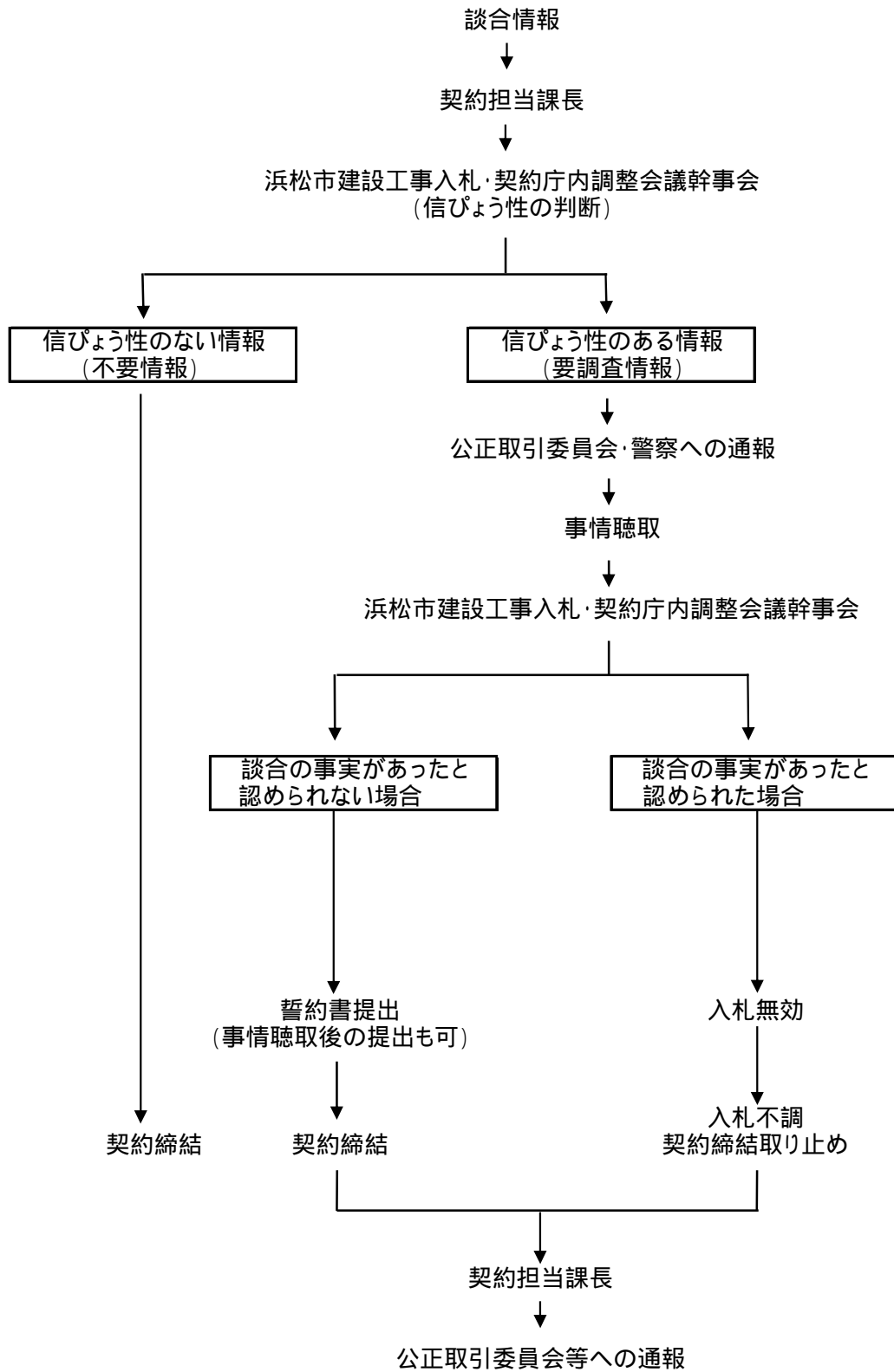
談合情報取扱いフローチャート1

(入札執行前に談合情報を受けたとき)



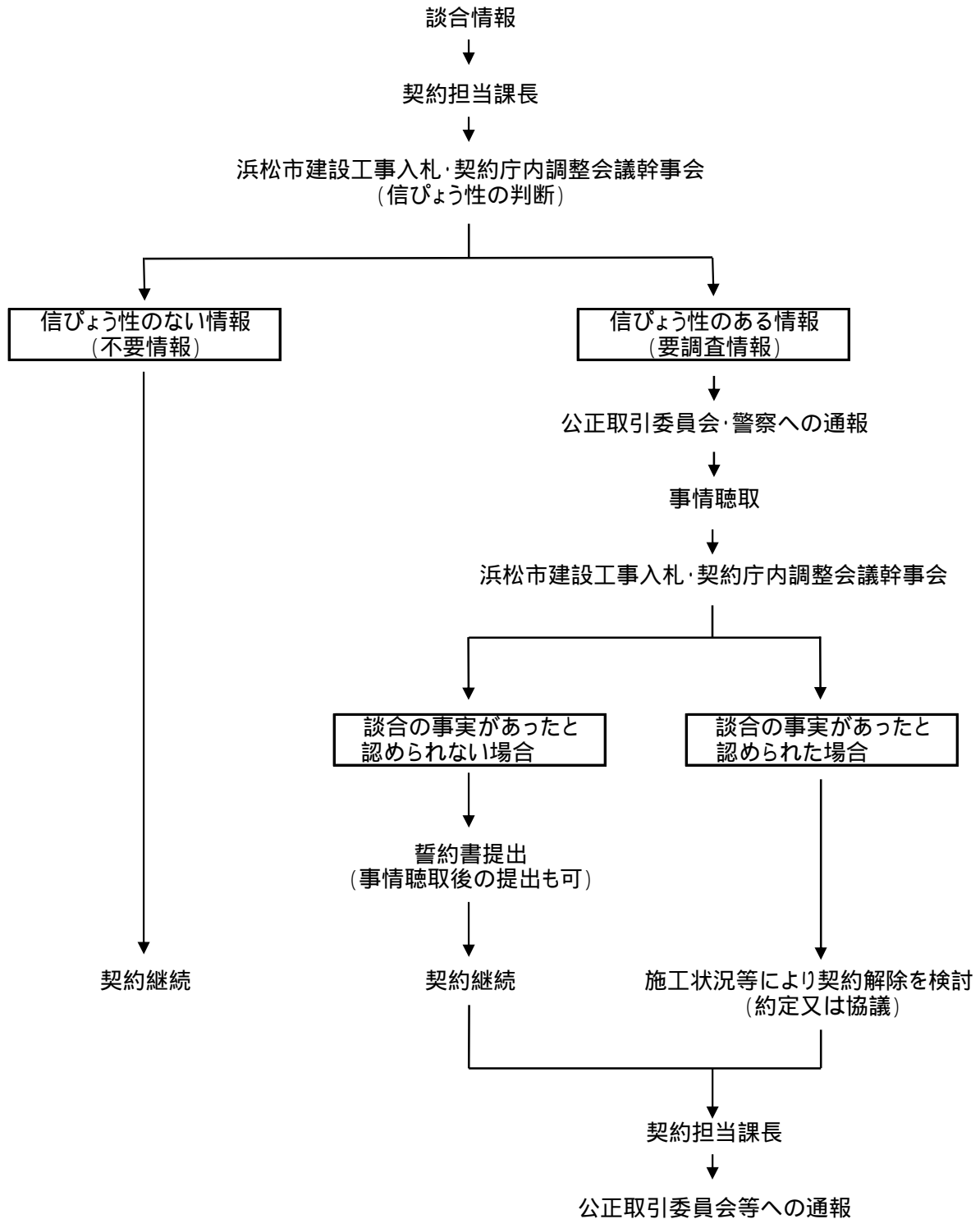
談合情報取扱いフローチャート2

(入札執行後から契約締結までの間に談合情報を受けたとき)



談合情報取扱いフローチャート3

(契約締結後に談合情報を受けたとき)



談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	
案 件 名	
入札（予定）日	
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
そ の 他	

事 情 聴 取 書

年 月 日

案 件 名	
業 者 名	
事情聴取を受けた者	
事 情 聴 取 者	
日 時	
場 所	
質 問	聴取内容

誓 約 書 (案 文)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

会 社 名

代表者名

入札代理人

今般の (案件名) の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為並びに刑法第 96 条の 6 第 2 項若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 74 号) による改正前の刑法第 96 条の 3 第 2 項 (情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第 8 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。) に規定する談合行為は行っていないことを誓約いたします。

なお、下記事項についても誓約いたします。

記

- 1 この誓約書提出後、前記行為の事実があったことを理由に入札の無効、落札者決定の取り消し及び契約の解除がされても異議を申立てないこと。
- 2 この誓約書の写しが、公正取引委員会並びに関係各機関に送付されても異議を申立てないこと。

別記様式 4

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局 中部事務所長 様
所轄警察署長 様

浜松市財務部長

談合情報に関連する資料の送付について

浜松市が発注を予定した下記の入札に係る談合情報に関連する資料を、別紙のとおり送付いたします。

記

- 1 案件名
- 2 入札予定日
- 3 入札参加予定業者数
- 4 添付資料

担当 浜松市財務部調達課
TEL 053-457-2170